

第26回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

令和4年7月5日に開催された「第26回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、下記(1)及び(2)の事項について意見聴取を行い、承認された。

○ 意見聴取

(1) 法的措置着手に係る運用の見直しについて **資料1**

奨学金返還事務を取巻く情勢の変化に伴い、借受者間の公平性も考慮し、法的措置着手に係る運用についての見直し案を事務局から資料1により提示し、委員会として承認された。

《見直しの背景》

- ・ 現在、法的措置の対象者を滞納金額が50万円を超える者としているが、奨学金貸与制度の終了から10年以上が経過し、返還残額が50万円を超える者は、返還残額がある借受者の約1割のみであり、今後も返還残額が減少していくこと。
- ・ 連絡対象者が対応を拒否する場合や、連絡対象者が滞納し返還が見込めない場合の折衝窓口を借受者本人へと切り替える際、借受者本人が本市からの再三の対応にもかかわらず応答がなく、返還免除申請等の機会も失われるケースがあること。
- ・ 本市では、債権管理の一層の適正化を図ることにより、負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的に、債権管理条例を制定し、債権管理に取り組んでいること。

《変更点》

- ・ 滞納額の要件を廃止。ただし、連絡対象者又は借受者本人から返還方法が示された場合、又は借受者本人が奨学金の貸与について、不知であると考えられる場合を除く。
- ・ 従来どおり民事調停を申し立てることを基本とするが、不成立の場合は、支払督促を申し立てることとする。ただし、滞納額が50万円超の場合、支払督促ではなく、民事訴訟を提起するものとする。
- ・ 借受者本人が返還していたときは、民事調停を申し立てずに、支払督促を申し立てることもできるものとする。
- ・ 法的措置を採る場合、採らない場合のいずれにおいても、奨学金等返還事務監理委員会で意見聴取を行う。

(2) 法的措置に係る個別審査 **審査対象者個票**

審査対象者について、事務局から個票により説明を行った。委員からは、これまでの本市の対応状況等について質問があったものの、法的措置を申し立てることについて承認された。